特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	公営住宅の管理に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
弘前市は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
弘前市長

公表日
令和8年2月20日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	・公営住宅法及び市条例等の規定より、住宅に困窮する低所得者等に、低廉な家賃で市営住宅を賃貸している。 ・特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①収入申告書の受理等に関する事務 ②家賃、金銭若しくは敷金の減免及び徴収猶予の申請の受理等に関する事務 ③入居申込の受理等に関する事務（所得要件・在住要件の資格確認） ④同居承認、名義変更承認の申請の受理等及び同居者異動届の受理等に関する事務 ⑤明渡しの請求に関する事務 ⑥高額所得者に対する家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務 ⑦明け渡し請求の期限の延長の申出の受理等に関する事務 ⑧駐車場使用料の減免及び徴収猶予の申請の受理等に関する事務 ⑨住宅のあっせんに関する事務 ⑩収入状況の報告の請求に関する事務
③システムの名称	住宅使用料システム、収納管理システム、滞納管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
公営住宅情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項、別表の第27の項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」第18条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号並びに令和6年デジタル庁・総務省令第9号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条 （情報提供の根拠） なし　※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部　建築住宅課
②所属長の役職名	建築住宅課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
	弘前市役所 建設部　建築住宅課 住宅係

連絡先	〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-35-1321 FAX 0172-35-7956
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　特に力を入れて行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　特に力を入れている　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・事務従事者にのみ指紋認証のアカウントが付与されている ・人事異動の際は、早急にアカウントの棚卸を行っている ・退庁時はパソコンを鍵のかかるキャビネットにしまっている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅰ－３	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第９条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第９条		
令和6年11月1日	Ⅰ－４－②	（別表第二における情報照会の根拠） 番号法第１９条第７号、別表第二の第３１の項	（情報照会の根拠） 番号法第１９条第８号並びに令和６年デジタル		
令和6年11月1日	Ⅱ－１	令和5年11月1日　時点	令和6年11月1日　時点		
令和6年11月1日	Ⅱ－２	令和5年11月1日　時点	令和6年11月1日　時点		
令和8年2月20日	Ⅱ－１	令和5年11月1日　時点	令和7年11月1日　時点		
令和8年2月20日	Ⅱ－２	令和5年11月1日　時点	令和7年11月1日　時点		